

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊達市長 堀 井 敬 太

市町村名 (市町村コード)	伊達市 (12335)
地域名 (地域内農業集落名)	関内地区 (上館山、志門気、喜門別、関内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65才以上で後継者未定(又は不明)の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・野菜、畑作、水稲、畜産等、多種多様な生産が行われている地域であり、特定の品目にこだわらず、冷涼な気候や生産者同士のつながりを活かし生産を継続していく。
・関内地区・長和地区は「国営緊急農地再編整備事業」の実施地区であり、基盤整備・換地等で農地の集積化、集約化を行い、認定農業者等の担い手によるスマート農業を活用した大規模農業を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	982 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	982 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地の活用を促進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員・農地利用最適化推進委員と調整しながら、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員・農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期にも配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針
関内地区・長和地区は「国営緊急農地再編整備事業」の実施地区であり、基盤整備・換地等で農地の集積化、集約化を行い、認定農業者等の担い手によるスマート農業を活用した大規模農業を促進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
選別・出荷等で農協の強みがある部分を活かしていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①増加する有害鳥獣による食害に対し、生産者自らがくくりわな免許の取得を進めるなど 捕獲体制の構築に取り組む。
- ②農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、将来の目指す姿の一つに化学肥料の30%低減が挙げられていることから、切り替え可能な作物は有機・減農薬・減肥料化をすすめていく。
- ③ドローン防除や、トラクターの自動操舵、環境制御型ハウスの導入等によるスマート農業の実践に取り組み、農作業の効率化や負担軽減をすすめる。